



2026年5月8日

各位

会社名 株式会社 THE グローバル社  
代表者名 代表取締役社長 岡田 圭司  
(東証スタンダード：コード3271)  
お問合せ先 経営管理本部長 山名 徳雄  
(TEL. 03-3345-6111)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年7月を目途に当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年5月29日（金）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年5月29日（金）
- (2) 公告日 2026年5月15日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.the-g.co.jp/group/public/the-g/kijunbikoukoku2.pdf>

##### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年4月6日に公表した「大東建託株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募の推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、大東建託株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年4月7日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合であっても、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及びSBIホールディングスのみとするための一連の手続きを実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの決済後速やかに、当社に対し、①会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びSBIホールディングスは本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、SBIホー

ルディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上